

改正後の条例における第 2 章「障害者の福祉の推進」に 規定する事項の考え方

1 全体的な考え方

この章は、障害者の自立と社会参加を促進するための施策について、基本的な事項を規定。

今回、検討委員会での意見、障害者団体や障害者との意見交換、障害者への差別に関するアンケート結果(山梨県の現状)を踏まえ、共生社会の実現のため、県が重点的に取り組むべき事項について、内容を見直した上で規定(一部は新設)。

障害を理由とする差別の解消、社会的障壁の除去については、最も重要度が高いので、別に独立して規定。

条例制定当時は必要であり規定した事項において、20年余りが経過する中で、十分に県民等に浸透した事項や、法令等に詳細な規定があり、これに基づいて施策を実施すれば十分に目的が達せられる事項については、削除等。

現行の規定	見直し〔案〕
医療	啓発及び交流 《新設》
教育	医療
就業機会の確保等	教育
相談 《削除等》	雇用及び就労
施設の整備 《削除等》	公共交通機関の利用
在宅障害者への支援 《削除等》	文化芸術活動
障害者の自主的な活動の促進 《削除等》	防災 《新設》
福祉従事者の確保 《削除等》	
ボランティア活動 《削除等》	
公共交通機関の利用	
文化活動等	
啓発及び情報提供	